



2024年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社 KOKUSAI ELECTRIC
 代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 金井 史幸
 (コード番号：6525 東証プライム市場)
 問 合 せ 先 経営戦略本部 本部長 橋本 卓資
 (TEL. 03-5297-8515)

譲渡制限株式ユニット (RSU) 付与制度としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限株式ユニット (RSU) 付与制度に基づき新株式発行 (以下、「本新株発行」といいます。) を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年6月12日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 317,650 株
(3) 発行価額	1株につき 3,840 円
(4) 発行価額の総額	1,219,776,000 円
(5) 割当予定先	当社の取締役 3名 6,076 株 当社の執行役員 8名 49,560 株 当社の従業員 26名 144,400 株 当社子会社の役員 6名 78,947 株 当社子会社の元役員 1名 3,700 株 当社子会社の従業員 7名 34,967 株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社の役員及び執行役員を含む従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対して、リストラクテッド・ストック・ユニット (以下、「RSU」といいます。) を付与しております。具体的には、2024年5月21日現在においては、一定期間の勤務継続と証券取引所への上場又は所定の支配株主の全部譲渡を要件として普通株式及び金銭の事後交付を行う RSU を、2021年10月31日付、2022年1月31日付、2022年4月30日付、2022年5月12日付、2022年7月1日付、2022年8月31日付、2023年4月1日付、及び2023年8月1日付で、及び一定期間の勤務継続を要件として普通株式及び金銭の事後交付を行う RSU を、2024年3月29日付、及び2024年4月1日付でそれぞれ付与しております (それぞれ定められた一定の条件が充足されることを、以下、「ベスティング」といいます。)

本新株発行は、2021年10月31日付、2022年1月31日付、2022年4月30日付、2022年5月12日付、2022年7月1日付、2022年8月31日付、2023年4月1日付、2023年8月1日付、及び2024年3月29日付でそれぞれ付与した RSU (以下、「本対象 RSU」といいます。) に従い、当社の本日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

<RSU の概要>

当社の上場後においては、原則として、所定のベスティング日において、対象者が当社又は当社グループの役員等又は従業員として在籍していることを条件として、所定の割合でベスティングが行われます。ベスティングが行われた場合には、対象者は、原則として、所定の金銭報酬債権 (ベスティング済みの RSU の数に応じた所定の数の普通株式の公正な価格に相当する額の金銭報酬債権) を現物出資することにより、ベス

ティング日が属する事業年度に関する期末決算を公表した日が属する月の翌月末日までに（ただし、適用あるベスティング日が属する事業年度の末日から2ヶ月半後の日より前に）、ベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数（ベスティング済みのRSU1個に対して所定の割合の当社普通株式の数）の当社普通株式及び所定の金銭を受領する権利を有します。

ベスティングされるRSUの個数は、原則として、対象者のRSUの付与数に、一定の割合（本対象RSUの具体的なベスティング割合は下表記載のとおりです。）を乗じた数となります。

付与日	対象者の区分及び人数(名)	付与数(個)	付与されたRSUが全てベスティングされた場合に交付の対象となる当社普通株式	ベスティング
2021年10月31日	当社従業員2	7,325	当社普通株式12,600株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式1.8株の割合	1回目 付与数の50% 権利確定日 2023年3月31日 2回目 付与数の50% 権利確定日 2024年3月31日
2022年1月31日	子会社役員1 子会社従業員7	107,622	当社普通株式107,622株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式1株の割合	同上
	当社従業員1 子会社従業員1	39,044	当社普通株式23,200株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式0.6株の割合	
2022年4月30日	当社従業員25 (執行役員3名含む) 子会社役員1	302,285	当社普通株式178,400株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式0.6株の割合	1回目 付与数の50% 権利確定日 2024年3月31日 2回目 付与数の50% 権利確定日 2025年3月31日
2022年5月12日	当社従業員3	12,597	当社普通株式7,200株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式0.6株の割合	同上
2022年7月1日	当社取締役3 当社従業員6 (執行役員)	30,208	当社普通株式18,113株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式0.6株の割合	1回目 付与数の3分の1 権利確定日 2023年3月31日 2回目 付与数の3分の1 権利確定日 2024年3月31日 3回目 付与数の3分の1 権利確定日 2025年3月31日
2022年8月31日	子会社従業員1	16,954	当社普通株式16,954株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式1株の割合	1回目 付与数の50% 権利確定日 2023年3月31日 2回目 付与数の50% 権利確定日 2024年3月31日
2023年4月1日	当社取締役3 当社従業員7 (執行役員)	41,030	当社普通株式24,606株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式0.6株の割合	1回目 付与数の3分の1 権利確定日 2024年3月31日 2回目 付与数の3分の1 権利確定日 2025年3月31日 3回目 付与数の3分の1 権利確定日 2026年3月31日

付与日	対象者の区分及び人数 (名)	付与数 (個)	付与されたRSUが全てベスティングされた場合に交付の対象となる当社普通株式	ベスティング
2023年8月1日	当社従業員28 (執行役員1名含む)	285,246	当社普通株式168,400株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式0.6株の割合	1回目 付与数の50% 権利確定日 2024年3月31日 2回目 付与数の50% 権利確定日 2025年3月31日
	子会社役員5 子会社従業員2	61,194	当社普通株式61,194株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式1株の割合	同 上
2024年3月29日	子会社役員2	46,019	当社普通株式46,019株 原則としてベスティング済みのRSU1個に対して当社普通株式1株の割合	同 上

- (注) 1. 当社は2022年1月12日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しており、分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 交付金銭は、所得税源泉納付に対応するため普通株式発行の決議日の前営業日（当該日において取引が無い場合は直近取引日）における当社普通株式の終値により換算いたします。
3. 2021年10月31日付与分の一部、2022年7月1日付与分、2023年4月1日付与分、2024年3月29日付与分及び2024年4月1日付与分を除き、権利行使要件として、普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場していることが前提となっております。
4. ベスティング規定により、各権利確定日において、対象者が当社等の役員等又は従業員として在籍していることを条件として、各記載の割合でベスティングされます。
5. 2021年10月31日付与分につき、対象者1名に対し、2022年10月31日付臨時取締役会決議に基づき、2022年11月1日付で4,200株（付与数の33.3%）の当社普通株式を交付しております。
6. 米国在住の対象者以外の対象者の2023年3月31日付のベスティングについては、2023年3月24日開催の定例取締役会決議に基づき、2023年10月25日（上場日）をベスティング日としました。あわせて2023年3月24日開催の定例取締役会決議に基づき、当社から付与される所定の金銭報酬債権（ベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数の普通株式の公正な価格に相当する額の金銭報酬債権）の現物出資については、ベスティング日が属する事業年度又は四半期に関する期末決算又は四半期決算を公表した日のうち、最も早い日が属する月の翌月末日までに（ただし、適用あるベスティング日が属する事業年度の末日から2ヶ月半後の日より前に）実施するものとし、対象者はベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数（ベスティング済みのRSU1個に対して所定の割合の当社普通株式の数）の当社普通株式及び所定の金銭を受領する権利を有します。

当社の上場後においては、原則として、所定のベスティング日において、対象者が当社又は当社グループの役員等又は従業員として在籍していることを条件として、所定の割合でベスティングが行われます。ベスティングが行われた場合には、対象者は、原則として、所定の金銭報酬債権（ベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数の普通株式の公正な価格に相当する額の金銭報酬債権）を現物出資することにより、ベスティング日が属する事業年度に関する期末決算を公表した日が属する月の翌月末日までに（ただし、適用あるベスティング日が属する事業年度の末日から2ヶ月半後の日より前に）、ベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数（ベスティング済みのRSU1個に対して所定の割合の当社普通株式の数）の当社普通株式及び所定の金銭を受領する権利を有します。

2023年8月1日付の付与数については、次の在籍継続要件とExit要件の双方が充足されることを条件にベスティングされます。在籍継続要件とは、本RSUのうち50%については2024年3月31

日に、残りの50%については2025年3月31日に、権利者がそれぞれの日まで継続して発行会社グループの役員等又は従業員として在籍していることを条件として充足される要件をいいます。Exit要件とは、所定の上場の日又は支配株主の全部譲渡の実行日のいずれか早い日において、充足される要件をいいます。

なお、米国在住の対象者以外の対象者の2023年3月31日付のベスティングについては、2023年3月24日開催の定例取締役会決議に基づき、2023年10月25日（上場日）をベスティング日としました。あわせて2023年3月24日開催の定例取締役会決議に基づき、所定の金銭報酬債権（ベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数の普通株式の公正な価格に相当する額の金銭報酬債権）の現物出資については、ベスティング日が属する事業年度又は四半期に関する期末決算又は四半期決算を公表した日のうち、最も早い日が属する月の翌月末日までに（ただし、適用あるベスティング日が属する事業年度の末日から2ヶ月半後の日より前に）実施するものとし、対象者はベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数（ベスティング済みのRSU1個に対して所定の割合の当社普通株式の数）の当社普通株式及び所定の金銭を受領する権利を有します。

対象者が退任・退職した場合、当該退任・退職の時点以降のベスティング割合は0%とし、当該退任・退職の時点でベスティングされていないRSUは、何らの対価の支払もなく全て自動的に失効します。ただし、2022年7月1日付、2023年4月1日付及び2024年4月1日付の付与対象者（但し、子会社役員の付与対象者は除きます。）については以下のとおりとします。

- (1) 対象期間において、対象者が退任・退職した場合には、当該退任・退職の時点でベスティングされていないRSUは、何らの対価の支払もなく全て自動的に失効します。もっとも、一定の正当な事由により退任・退職した場合には当該退任・退職した時点以降も継続して在任又は在職しているものとみなしてベスティングされ、死亡により退任・退職した場合には、当該退任・退職の日において、その全部につきベスティングされます。
- (2) 対象期間中に下記①乃至⑥のいずれかに掲げる事項が当社の株主総会（ただし、②において当社の株主総会による承認を要しない場合及び⑥においては、当社の取締役会）で承認された場合又は⑦に掲げる当社の株式の譲渡に係る最終契約が締結された場合には、当該各号に掲げる事項に係る行為（以下「組織再編等」といいます。）の実行に伴って対象者が退任・退職することが予定されているときに限り、当該対象者が保有するRSUは、当該①乃至⑥のいずれかに掲げる事項の承認又は⑦に掲げる株式譲渡に係る最終契約の締結の日（本項に基づくベスティングとの関係では、以下、当該日を「権利確定日」といいます。）において、その全部につきベスティングされます。ただし、当該権利確定日後において、当該組織再編等が実行されず、又は当該組織再編等の効力発生に伴って対象者が退任・退職しなかった場合は、普通株式又は金銭が交付されたことその他の事由により既に消滅した部分を除き、本項に基づくベスティングは遡って無効となるものとし、
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。） 会社分割の効力発生日
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
 - ④ 株式の併合（当該株式の併合によりRSUに基づき対象者に交付される普通株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。） 株式の併合の効力発生日
 - ⑤ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
 - ⑥ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求をいいます。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日
 - ⑦ KKR HKE Investment L.P.並びにその親会社、子会社、関連会社及びKKR & Co. Inc.が直接若しくは間接に支配する事業体（当社を除きます。以下、総称して「本支配株主等」

といたします。)が保有する当社の株式の合計数に係る議決権の数の当社の総株主の議決権の数に対する比率(以下「支配権比率」といいます。)が30%以下になるような、第三者(本支配株主等を除きます。なお、当該第三者には当社を含みます。)に対する当社の株式の譲渡(ただし、売出し(金融商品取引法第2条第4項に定義される有価証券の売出しをいいます。)の場合を除きます。なお、当該譲渡を行う直前時点における本支配株主等の支配権比率が30%以下である場合を含みます。) 株式譲渡の実行日

(※) 所定の支配株主の全部譲渡とは、上記(2)⑦に記載の株式の譲渡をいいます。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、当社又はその子会社から対象者に付与される所定の金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年5月20日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,840円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上

ご注意:

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。